

## 平成26年度 函館市地域包括支援センター事業評価について

### ○ 質的評価（自己チェックリスト）の変更点について

#### <介護予防ケアマネジメント業務>

- ・介護予防ケアマネジメント業務は保健師のみで行っている実状があり、保健師以外の職種は評価しづらい評価項目となっていた。そのため、「1. 二次予防事業についての理解」で保健師以外の職員も通常の相談支援を行う際に必要な情報を理解できているか、「2. 介護予防ケアマネジメントの実務」で保健師が実際に介護予防ケアマネジメントを適切に実施できているかを評価することとした。
- ・「1. 二次予防事業についての理解」については、一次予防・二次予防事業と生きがい活動などの利用目的の違いを理解しているか、さらに対象者に事業の説明が行えるかという視点で評価することとした。
- ・「2. 介護予防ケアマネジメントの実務」については、二次予防事業利用者のアセスメント、利用調整、事業利用終了後の評価と支援について適切に実施できているかを評価することとした。
- ・二次予防事業対象者が利用できる社会資源の把握については、総合相談支援業務の評価項目で確認できるため削除した。

#### <総合相談支援業務>

- ・「2. 地域包括支援ネットワーク構築」の担当圏域における機関、団体のつながりや組織関係、人的資源の把握について、平成25年度は把握したかどうかで評価したが、平成26年度は把握するだけでなく、相談支援業務に活かすことができたかという視点で評価することとした。

#### <権利擁護業務>

- ・「2. 高齢者虐待の防止および対応」について、虐待ケースの直接的な支援は社会福祉士が中心に行っていることが多く、社会福祉士以外の職員が評価しづらい項目となっていた。しかし、高齢者虐待の防止や早期発見、対応については、それぞれの専門性を発揮しチームで対応することが必要なことから、高齢者虐待対応支援マニュアルの活用と円滑な支援について、高齢者虐待の防止や高齢者虐待の対応において円滑な支援ができたかという視点で評価することとし、直接的な支援だけでなく、間接的な支援も含め評価してもら

うこととした。また、警察、医療機関、法律職とのネットワークの構築については、より具体化し、連携した対応ができたかという視点で評価することとした。

- ・「4. 成年後見制度・日常生活自立支援事業」の概要についての理解は、どの程度理解を求められているか分かりにくいとの意見があったため、高齢者本人や家族に説明することができるかという視点で評価することとした。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用のための支援については、利用を考慮した支援へと変更し、実際には制度や事業の利用につながらなかったとしても評価できるようにした。

#### <包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>

- ・「1. 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備」の介護支援専門員のニーズの把握については、意見交換だけではなく個々の介護支援専門員への支援も行っていることから、日常の業務を通じて把握できたかという視点で評価することとした。
- ・「2. 個々の介護支援専門員への支援」については、介護支援専門員と課題や支援方針の共有ができたか、終結を意識した支援が行えたか、事例への対応の振り返りを行えたかの視点で評価することとした。

#### ○事業実績評価（量的評価）の変更点について

##### <全体を通して>

- ・計画数値に対する達成率について、100%以上で5点の配点としていたが、計画数値より多く実施した場合を市の期待以上として、100%を超えた場合に5点の配点とすることとした。
- ・普及啓発（出前講座の開催回数）について、市民団体からの依頼による出前講座のみを評価の対象としていたが、事業所等からの講師派遣依頼が増加していることから、市内の関係機関や団体からの講師派遣依頼についても同様に評価の対象とすることとした。
- ・普及啓発（広報誌やパンフレットの発行）については、センターが独自に広報誌やパンフレットを発行した回数を評価していたが、市や他機関が作成したパンフレットの配布により普及啓発を行う場合も多いことから、パンフレットの配布回数も評価の対象とすることとした。

#### <包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）>

- ・「1. 二次予防事業勧奨状況」の二次予防事業等の利用率について、勧奨を行っても事業の利用へ結び付かない要因は多岐にわたるため、事業利用勧奨対象者への勧奨率のみを評価し、二次予防事業等の利用率の評価は削除した。また、評価基準については、死亡や転出等により勧奨が行えない場合があるため、50%以上の勧奨率で加点していたが、特別な事情により勧奨できなかった対象者を除いた対象者全員に勧奨した場合のみ加点することとした。
- ・「2. 介護予防ケアマネジメント実施状況」の情報共有シート作成数については、年度内に提出された件数で評価していたが、年度内に通所を開始した利用者分で評価することとし、評価表の作成率についても、そのうち年度末までに通所を終了したものについて評価することとした。

#### <包括的支援事業（総合相談支援業務）>

- ・「4. 広報・啓発活動実施状況」の出前講座の開催回数について、地域包括支援センターに関する周知のみの評価とした。評価基準については、高齢者人口6,000人に対し1回の実施で加点していたが、総合相談支援業務を行うにあたり、地域包括支援センターの役割を広く周知する必要があることから、高齢者人口6,000人に対し2回の実施で加点することとした。また、適切なサービス利用へつなげるうえで、介護保険制度の普及啓発も重要であることから、介護保険制度に関する周知も評価対象とし、高齢者人口6,000人に対し1回の実施で2点加点することとした。

#### <包括的支援事業（権利擁護業務）>

- ・「2. 権利擁護相談対応状況」の高齢者虐待に関する研修会や事例検討会の開催回数の評価基準について、全センター1回の開催で1点の加点をしていたが、高齢者虐待の対応を行ううえで、センター職員や関係機関職員のスキルアップやネットワーク構築が重要なことから、高齢者人口10,000人以上の場合は2回以上、10,000人未満の場合は1回以上の開催で加点することとした。また、成年後見制度・消費者被害に関する研修会や事例検討会の開催回数についても、情報を収集し啓発することや、適切な相談機関へ繋げることが重要なことから同様の評価基準とし、センターが実施した回数だけではなく、他機関が主催の研修への参加も評価対象に加え、配点を1点から2点へ変更した。

- ・「3. 高齢者虐待防止，消費者被害防止に関する啓発活動実施状況」の高齢者虐待に関する出前講座の開催回数について，全センター1回以上としていたが，高齢者虐待の予防や早期発見のために普及啓発は重要なこと，事業所からの講師派遣依頼も評価の対象としたことから，高齢者人口10,000人以上の場合は2回以上，10,000人未満の場合は1回以上の開催で加点をすることとした。また，成年後見制度・消費者被害に関する出前講座の開催回数についても同様とし，配点を1点から2点へ変更した。

#### <包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）>

- ・「1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援体制構築状況」のケアプラン指導研修の開催回数について，平成25年度は，合同と圏域での開催のそれぞれで評価していたが，開催回数の合計で評価することとした。
- ・「2. 介護支援専門員への個別支援」については，1件でも終結していれば1点加点していたが，介護支援専門員の実践力の向上のためには支援の終結が重要なことから，個別支援数のうちの終結率で評価することとし，30%以上で1点加点することとした。

#### <任意事業>

- ・「4. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施状況」については，計画数値に対する達成率で評価することとした。健康づくり教室（継続）については，平成26年度から計画数値の設定がないため除外した。

#### ○運営体制評価の変更点について

変更点なし

#### ○配点の考え方について

- ・配点は，基準点と加算点に分かれる。  
基準点：事業実績について，計画数値や市の定める基準に対する到達度を評価する得点。満点は82点（全得点の86.3%）になる。  
加算点：計画数値の設定のある事業について，計画数値を超える実績を残したり，計画数値の設定がない事業について，より高い効果をあげた場合に加点する得点。満点は13点（全得点の13.7%）になる。

- ・評価項目ごとに、5点、4点、2点、1点の配点とする。配点の区別は以下のとおり。

配点	内 容
5点	計画数値に基づいて実施する重点的な業務。 計画数値の80%以上で、市が期待しているレベルと判断する。 5点中4点は基準点で、1点は計画数値より多く実施した場合の加算点。
4点	計画数値の設定はないが重点的に実施してほしい業務。 4点中4点が基準点。
2点	当然実施すべき業務と普及啓発や周知に関する項目。 2点中2点が基準点。
1点	市が期待している以上の業務を行った場合の加算点。

#### ○評価の考え方について

- ・これまでは、得点（合計点）で評価をしていたが、事業内容に変更があった場合、配点の調整が必要になることから、平成26年度は全得点に占める得点率で評価を行うこととした。
- ・評価はA～Dの4段階とし、評価基準の内容は以下のとおりとした。

評価基準	得点率	得点率積算の考え方
A「期待以上」	87%以上	基準点の全得点（82点）のほか、1点以上の加算点の得点がある。
B「ほぼ期待どおり」	69%以上 87%未満	基準点の合計点が80%（66点）以上である。
C「改善を要する」	50%以上 69%未満	基準点の合計点が80%（66点）には満たないが、全得点の50%（48点）以上の得点がある。
D「抜本的な改善を要する」	50%未満	全得点の50%（48点）に満たない得点。